

# 第1615回島根県教育委員会会議録

日時	令和4年2月7日
自	14時00分
至	17時15分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### — 公 開 —

#### (議決事項)

第28号 成年年齢の引き下げに伴う島根県教育委員会規則等の一部改正について (総務課)

第29号 学校運営協議会制度の導入に係る島根県立高等学校規程及び島根県立特別支援学校規程の一部改正について (学校企画課・教育指導課・特別支援教育課)

—————以上原案のとおり議決

#### (承認事項)

第10号 島根県立古代出雲歴史博物館の休館について (文化財課)

—————以上原案のとおり承認

#### (報告事項)

第75号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)

第76号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について (教育指導課)

—————以上原案のとおり了承

### — 非公開 —

#### (議決事項)

第30号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (学校企画課)

—————以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第77号 令和4年度当初予算案及び令和3年度2月補正予算案(2月14日上程分)の概要について (関係課)

第78号 県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正について (総務課)

第79号 令和4年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について (学校企画課)

—————以上原案のとおり了承

(協議事項)

第8号 へき地学校等の級地指定の見直しについて

—————以上資料により協議

## II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】  
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員
- 2 欠席者  
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題、報告第77号
福間参事	報告第75号～第77号
佐藤教育センター所長	公開議題、報告第77号
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題、報告第77号
大野学校企画課長	全議題
中西県立学校改革推進室長	公開議題、報告第77号
中村地域教育推進室長	公開議題、報告第77号
野津子ども安全支援室長	公開議題、報告第77号
妹尾特別支援教育課長	公開議題、報告第77号
舟木保健体育課長	公開議題、報告第77号
野々内社会教育課長	公開議題、報告第77号
石原人権同和教育課長	公開議題、報告第77号
中島文化財課長	公開議題、報告第77号
清山世界遺産室長	公開議題、報告第77号
角田古代文化センター長	公開議題、報告第77号
舟木福利課長	公開議題、報告第77号

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 14時00分

公 開	議決事項	2件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	3件
	その他事項	0件
署名委員	朋澤委員	

議決第 28 号 成年年齢の引き下げに伴う島根県教育委員会規則等の一部改正について  
(総務課)

○小畑総務課長 1 改正理由にあるとおり、民法の改正により令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられる。これに伴って、高等学校の 3 年生や特別支援学校高等部の 3 年生が、在学中に成年年齢 18 歳に達するということになる。この状況に対しては、成年年齢に達した在学する生徒に係る手続き等を整理の上、関係する規則等の改正を行う必要がある。想定する手続き等としては、島根県立高等学校規程で、生徒が退学する場合には保護者の同意が必要と規定しているが、4 月以降、成年年齢にある生徒の場合、引き続き保護者の同意を求めることとするのかどうか、といったものが考えられる。

そうした考えのもと、改正することとしている規則等は、2 改正する規則等のおり 7 件となる。該当の規則等は 1 の 2 ページにまとめているが、これは後ほど触れさせていただく。

3 改正の検討及び方向性であるが、改正民法の施行後においては、満 18 歳以上の生徒は、本人が単独で有効な契約を行うことができ、また、父母等の親権に服することがなくなることとなるが、これは若年者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものとされている。改正の検討にあたっては、こうした法改正の趣旨は十分に踏まえる必要がある。一方で、生徒が成年年齢に達したとしても、いまだ成長の過程にあり、引き続き支援が必要な立場であると考えられることから、たとえば生徒の退学等に係る手続きを行うにあたって、生徒本人の単独の意思のみにより手続きを可能とすることには慎重な判断が求められるのではないかと考える。18 歳で成年になったから全て生徒本人に決めさせればよいか、と問われれば、内容によっては可能なものもあるかと思うが、現実には「全て」となることは難しいと考えている。そうした考えから、整理ポイントとしては、18 歳に達した生徒を、全く父母等から自立した者と捉えるか、引き続き父母等との関わりを持たせるのか、というところとなってくる。以上を踏まえた改正の方向性であるが、基本的な考え方として、生徒が成年年齢に達している場合であっても、父母等が生徒の生計維持者である等、現に監護を行っているに等しい実態がある場合においては、従来と同様の運用

を行うことと整理した。これは、生徒が成年年齢に達していてもいまだ成長の過程にあり、引き続き支援が必要であるとの判断からである。また、高校・特別支援学校在学中は、学費等を含めて父母等が生徒の生計維持者であるケースがほとんどであり、多くの生徒が満 18 歳になってもこの状況が変わることはない、との実態からも判断したところである。そうした判断をしながらも、一方で、たとえば 18 歳に達した生徒が退学を希望しているが、父母等が反対しているといった場合に、話し合いにより解決してもらうのがベストではあるが、どうしても解決に至らない場合に、父母等が反対していることのみをもって生徒の退学を認めないというのは、このたびの民法改正の趣旨からは問題があると考えている。生徒と父母との関係性は、個別には様々なケースが想定され、そうした事情も踏まえた上で、生徒が成年年齢に達している場合には、生徒本人による意思決定にも配慮できるような規定の立て付けとすることが適当と考え、これも今回の改正に盛り込むこととしたところである。

以上の方向性等を踏まえ、4 改正の内容であるが、まず、基本的な考え方に沿って、現に生徒を監護する者が保護者となるよう、新たに保護者の定義づけを行う。これにより、たとえば退学等の手続きの場合、生徒が成年年齢に達している者であっても、父母等が関与し、父母等の同意を得た上で手続きを行うことを基本とするようにしている。ただし、先ほどの改正の方向性の中で御説明したが、生徒が成年年齢に達した者である場合には、個別の事情を踏まえて校長が認めた場合に、保護者の同意を要せず、生徒本人の単独の意思による手続きを可能とする旨の規定も新たに盛り込んでいる。

ここで、改正対象となる 7 件の規則等の内容を個別に触れたいと思う。1 の 2 ページをお開きいただきたい。No. 1 島根県立高等学校規程である。「改正の内容」欄に記載している内容については先ほど御説明したとおりである。また、在学中の手続き関係以外にも、規則の中に「保護者」という言葉が出てくる箇所があり、そのことは「その他関係する内容」の欄にまとめて挙げている。こうしたものも含め、この規則の中での「保護者」には、成年年齢に達した生徒の父母等を含むが、規則の運用自体は従来と変わらないものとしている。No. 2 島根県立特別支援学校規程であるが、これについても在学中の手続きの考え方を含め、No. 1 の高等学校規程と同じ内容、同じ運用となる。なお、保護者の定義については、No. 1 の高等学校規程の規定を参照する形としている。その他、表の No. 6 までの規則・訓令については、いずれも「その他関係する内容」欄に挙げているとおり「保護者」の文言を含むものがあり、今回の成年年齢引き下げ後も従来と変わ

らない運用が可能となるよう、保護者の定義を揃える改正を行っている。その改正内容は、いずれもNo.1の高等学校規程の規定を参照する形としている。なお、No.7の島根県立高等学校授業料等減免取扱規則については、改正の趣旨が若干異なるので御説明する。この規則では、保護者の定義について、備考欄のとおり、従来からこの規則に関する法令に定める定義である「親権者又は未成年後見人」に合わせており、No.1からNo.6までの規則等における保護者の定義とは一致しない。この規則では、成年年齢に達する生徒について、本人以外が生計維持者である場合には、従来から「保護者等」として規定しており、その点は今回の改正にあたって何かに置き換える等の必要性がないことから、改正自体は行わない。ただ、現行の規則の様式の中で、「保護者」と「保護者等」の文言が混在していることから、「改正の内容」欄の記載のとおり、今回の改正で全て「保護者等」に統一することとしている。

1の3から1の5ページは関係法令の抜粋版を資料として付けている。また、別冊資料として、改正対象の7件の規則等の条文及び様式の新旧を載せているので、ご確認いただきたい。

1の1ページにお戻りいただきたい。5 施行年月日であるが、改正民法の施行日である令和4年4月1日とするものである。なお、公布については、本日議決をいただいたら、速やかに県報掲載により行うこととしている。施行までのところで、改正の内容や趣旨等をしっかり学校現場に周知、説明するなど、混乱が生じないように対応したいと考えている。

———原案のとおり議決

#### **議決第 29 号 学校運営協議会制度の導入に係る島根県立高等学校規程及び島根県立特別支援学校規程の一部改正について（学校企画課・教育指導課・特別支援教育課）**

○中村地域教育推進室長 資料2の1ページをお願いします。今回の規程改正に関しては、1月の教育委員会で御協議していただいた内容に沿って、改正内容案を提示させていただいている。

まず1 改正理由についてである。令和4年度施行予定の学習指導要領における社会に開かれた教育課程の実現に向けて、今まで以上に学校と地域との協働が求められている中、学校関係者や地域関係者が学校運営に参画する体制を構築する必要があるということから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による学校運営協議会制度を



導入することとして、導入にあたって必要となる関係規程の改正を行うというものである。

2 改正する規程である。この学校運営協議会制度導入にあたって改正が必要となる規程は、島根県立高等学校規程と島根県立特別支援学校規程となる。

今回の改正内容である。高校規程の方が2の2ページから2の4ページ、特別支援学校規程の方が2の5ページから2の7ページに具体的な改正案を掲載しているが、内容をまとめると2の1ページ、3 改正内容という形になる。なお、条文に関しては高校規程、特支規程ともにほぼ同じ内容となっている。

まず(1)が協議会の設置についてである。協議会は学校ごとに設置するが、地教行法第47条の5ただし書の規定に基づいて、2つ以上の学校で1の協議会を設置することも可能としている。なお、設置する場合には、あらかじめ対象学校の校長の意見を聞いた上で設置するという事としている。

(2)委員の委嘱についてである。委員の委嘱にあたっては、対象学校の地域住民の方や生徒の保護者、生徒や児童の保護者などの中から、あらかじめ対象学校長の意見を聞いた上で、教育委員会が委嘱するということになる。

(3)委員の任期についてである。委員の任期は、保護者や学校関係者が年度ごとに変えることなどを考慮して1年ごととしている。なお、任期途中の交代は前任者の残任期間として、再任も可能としている。

(4)協議会の役割についてである。まず、①地教行法に基づく業務として、学校教育目標や教育課程編成の実施など、学校が毎年作成する基本的な方針、当県では今年度から策定しているいわゆるグランドデザインになるが、こちらの承認。次に②として、対象学校の運営全般とか、対象学校の学校運営に関する基本方針の実施にあたる職員の採用に関する基本的な意見など、学校運営に関する意見の申し出。③として、現在学校でも実施されている第三者による学校運営の評価、この学校関係者評価をこちらの学校運営協議会で実施すること。これらを役割として整理させていただいている。また、協議会の役割と類似する学校評議員制度に関しても、こちらの学校運営協議会を設置する場合には学校評議員を置かなくてもよい旨の改正を行うこととしている。

(5)その他である。協議会の運営にあたって、必要となる規定の改正を行うということで、委員の秘密保持や、委員の服務、委員の解嘱について規定することとしたい。

また、今回の改正のほか、具体的な委員の委嘱手続きとか、報酬額、委員の人数の設

定など、協議会の運営に必要な事項に関しては、先般の教育委員会会議において説明させていただいた内容を中心に、教育長が定める事項として別途要項を制定する予定としている。また、先般協議していただいたところで、特別支援学校の人数設定について、柔軟な人数設定としてはどうかという御意見をいただいた。その際には、必要が生じた場合には改正等を検討しているとお答えをさせていただいたが、教育委員会会議での協議を受けて事務局で検討した結果、協議会の運営等必要があると認める場合には、限度を超えて委嘱することができるという具合に規定するよう整理したいと考えている。

4 施行期日であるが、令和4年4月1日としている。

また、2の4ページを御覧いただき。下の方、附則とあるところの2 準備行為として、協議会の設置や委員の委嘱など、4月1日の施行に備えて、あらかじめ協議会を作ったり、委員を任命したりという行為については、施行期日前でも実施できるように規程を構えたいと考えている。こちらの方は特支規程も同様の規定になっている。

なお、2の4ページ3 暫定措置についてである。高等学校については、4月からのスタートに間に合わない学校があると事前に申し出があるところもあるので、そこに記載しているとおり、令和5年3月31日までの暫定措置を設けるとしている。なお、特別支援学校においては、令和4年度に全校で設置するという事で予定しているので、この規定は設けていない。

○河上委員 この学校運営協議会の設置、家庭や地域社会との連携・協働を進めることは、子どもたちのためによりよい教育を実現する上で、非常に大切だと思う。出雲市の方では、すでに小・中学校での運営協議会を導入しており、私も委員を務めているが、学校評価を行う上では、学校や児童生徒の様子がよくわかっていないと、評価すること自体非常に難しいことである。学校の現状を把握するためには、各委員の皆様が学校訪問の機会をより多く持つように、そういった機会をできるだけ多く与えるようにしてほしいと要望する。また、もう1点、地域に小・中学校や大学などがあるところについては、小・中・高・大学の連携を図るために、できればそのためのブロック協議会等の設置を御検討いただきたいと提案する。

○中村地域教育推進室長 委員の御指摘のとおり、こちらの協議会の委員の皆様方には、しっかりと学校の内情、様子、雰囲気、あるいは空気感など、様々な面を把握していただくことが非常に大切であると考えている。各学校においても、委員の皆様にもそうした知識がしっかり得られるよう、様々な機会を通じて御案内や情報提供をしていただくよ

うに、我々の方からも依頼をしていこうと考えている。また、ブロック協議会に関しては、制度を創設した当初であるので、まだそこまでは考えが至っていない。また、出雲市以外の市町村等では、まだ学校運営協議会等が立ち上がっていないところもある。そういうところの状況を踏まえて、他地域の状況を改めて確認させていただく中で、ブロック協議会の有用性についても調べていきたいと考えている。

○池田委員 協議会の役割として、まずグランドデザインの承認があるとの説明があった。4月に新しい校長先生が来られて、グランドデザインも新しくされる学校もあると思うが、それが4月。そして学校運営協議会委員の委嘱や1回目の協議会となると、かなり期間が短い間にいろいろしなければならないという気がする。さらに、前回の教育委員会会議で、だいたい年3回ぐらいを予定していると説明があったが、先ほどの河上委員の御意見にもあったように、参観日など学校に出向くいろいろな機会をその中で確保しなくてはならず、なかなかスケジュール的に詰まるのではないかと思うが、いかがか。

○中村地域教育推進室長 スケジュール的には御指摘のとおり、特に今年度に関しては、若干タイトになっている。ただ、それを回避するために、今回の規定においても、準備行為という形で、もし本日議決いただけるようでしたら、ただちに委員の選定、委員候補者の皆様方への周知等の活動をしていただくことで、2、3ヶ月程度時間が確保できるので、各学校でそういった対応をしていただきたいと考える。

———原案のとおり議決

#### 承認第10号 島根県立古代出雲歴史博物館の休館について（文化財課）

○中島文化財課長 資料3の1ページをお願いします。1 主旨のとおり、令和4年1月25日、県内全域を新型インフルエンザ等対策特別措置法によるまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、期間を1月27日から2月20日までとする旨が公示され、これに伴い島根県の対策本部において、県外から集客が見込まれる県立施設について休館することを決定した。休館の対象となる施設は、裏面の3の2の表に記載の6施設になるが、No.5に記載のとおり、古代出雲歴史博物館は該当する施設となっている。

3の1ページに戻っていただき、2 休館期間に記載したとおり、まん延防止等重点措置を実施する期間に合わせて休館としている。なお、ただし書のとおり、今後の感染状況によっては休館期間の延長が決定される場合もある。承認をお願いする事項について

であるが、休館の手続きについては、下の枠内の【参考】に記載した博物館条例の第12条第2項のとおり、指定管理者が、教育委員会の承認を受けて休館することができるが、1趣旨の下から4行目にあるように、感染症拡大防止のために早急に対処する必要があったため、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定、緊急やむを得ない事情により教育委員会会議に付する暇がないとき、にあたることから、教育長が臨時代理して1月26日付けで承認したところである。については同条第2項の規定、臨時に代理したときはこれを次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない、により報告するので、承認をいただくようお願いする。

———原案のとおり承認

#### 報告第75号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 4の1ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症への対応について、前回1月21日のこの会議以降での動きとして御報告する内容は2点ある。

1点目は、部活動における感染症対策の強化（1月26日）である。前回のこの会議において、1月18日付けで通知し徹底を図った部活動における対応の強化策を御報告したが、その後、県のまん延防止等重点措置実施区域が公示されたことを受けて、その通知内容の一部を変更したところである。（1）のとおり、期間をまん延防止等重点措置の適用期間の2月20日に合わせて延長し、（2）の①から③のとおり変更し、改めて周知徹底を図ったところである。なお、参考までに、通常時の方針と1月18日付けの通知内容を点線囲みで載せているので、御確認いただければと思う。

4の2ページをお願いします。2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業実態調査（文部科学省）への対応等である。文部科学省が、コロナに関連して学校単位の休校状況を調査するのは初めてであり、同省のホームページや調査依頼のメールによると、調査目的としては、全国の公立学校の臨時休業状況を把握すること、その上で各自治体に対し、臨時休業時や学校に登校できない子どもの学びの継続について別途調査を行う、また、対応を求める、そのための調査ということである。調査対象であるが、（1）のとおり公立の学校等への調査となっている。また、時点調査が計4回あり、（2）のとおり、その都度全国の状況を文部科学省がとりまとめ、公表することとされている。調査への対応にあたっては、県教委で、県分に合わせ、市町村教委分もとりまとめて回答している。1月26日時点の調査への回答は4の3ページのとおりである。ま

た、文部科学省により公表された1月26日時点の全国の状況は、4の4ページ、4の5ページのとおりである。

ここで、4の4ページの資料を使って2月4日に公表された内容に少し触れると、全国の対象学校数である約3万5,000校の3.1%にあたる1,114校が休校措置、13.3%にあたる4,727校が学年閉鎖や学級閉鎖の措置をとった、というデータが公表された。都道府県別で休校の割合が最も多かったのが、島根県の27.2%、2位が大阪府で9.4%、3位が鳥取県で8.8%であった。それから学年・学級閉鎖で最も多かったのが、福岡県の32.5%、ほかに7府県が20%台であり、新聞等の記事では都市部で目立った措置であったということであった。資料は、後ほど御覧いただければと思う。

○朋澤委員 これは学校、学年ごとの休校等の資料であるが、吉賀町でも聞いているのが、学校単位、クラス単位、学年単位ではなく、濃厚接触者になった子どものみが休校するというような状況もあるとのことである。その子たちはリモートで授業を受けるといようなこともあったりして、なかなか教育の質を確保するというのは難しいことだなと思って見させていただいた。このように、全国的に多様な対応がそれぞれなされている中で、島根県として、島根で教育を受ける子どもたちが、学校や家庭で意欲的に勉強や学習ができることの保障を、これからもっと大きな課題として考えていかななくてはいけないと思った。今回、コロナ対策についていろいろな課題を感じており、学校はそれぞれ細やかな対応をされているとは思いますが、やはり個別のリモート授業などは子どもたちにとって精神的にしんどいところもあると思うので、そこのあたりもくみ取って対応等を考えていただき、学校等への働きかけをお願いする。

○小畑総務課長 私の方から、事務的な話になるがお伝えする。今のような状況というのは確かに全国的なものでもあり、島根県としても、しっかり学校現場と連携を取りながら対応していかなければいけないと思っている。私が今注目しているのが、この調査について、先ほど再度の調査があるという話をしたが、公立学校における臨時休業期間中の学習指導に関する取組というのを、またおって調査するとのことである。そうすると、それぞれの学校現場での対応なども詳らかになっていく。全国的にどういう対応をされているかというのは非常に参考になるところがあるかと思うので、調査に協力しながら、併せて情報を得ていきたいと思う。

○木原参事 今回の部分的な休業など、各地域でまとまった児童生徒が学校に出られないという状況もあり、それぞれ該当の市町村では、学習の保障についてきめ細やかに対応い

ただいている。併せて県の方としても、今回の急激な感染拡大がある中でこういう措置をとったわけだが、今後もこのような急激な波というのが、年に何度か予想される場所である。そういったことを考慮に入れて、これからの教育活動について、各学校、各市町村であらかじめお考えいただくようにというような通知を、1月の終わりのところで発出したところである。ちょうど年度の終わりのところ、最後のまとめの時期ということで、なかなか端折って終わるということができない状況なので、場合によっては休業日に出校させるということもあるかもしれないが、できれば年度全体を見越して早めに授業の計画を立てるとか、必要な行事は可能なときに早め実施するとか、いろいろな工夫をしながら、子どもたちの学びの保障を進めていただけるように取り組んでいかなければと考えている。県立学校においてもそういった取組ができるように、校長会などを通じて伝えていきたいと考えている。

○河上委員 新聞にも掲載があったが、コロナによる休校措置を取られた地域において、学びの保障のため、リモート授業でオンラインやICTがどの程度活用されたのかということが、現時点で調査されている範囲で分かれば教えていただきたい。付随して、こちらでも新聞報道であったが、小・中学校で販売されたノートパソコンの一部で発煙が確認されたということで、自主回収、点検などをされるという発表があった。県内ではそういったパソコンの状況などはいかがか。

○木原参事 リモートによる授業、学習へのICTの活用ということで、こちらでも詳細に各市町村の状況は確認しようと思っているが、かなり多くのところで活用されているという話は聞いている。ただ、家庭の状況や通信環境に配慮した対応、教材の準備など、どういった形が子どもたちに一番適当なのかということ、学校を中心に検討いただいているので、リモートによるものがベストとは限らないということもある。そういったところを総合的に考えて、今回の休校となったところでは、それぞれに対応をとっていただいている。今後、文部科学省の調査などを受け、市町村にも調査の内容をお願いして、県としても状況を把握し、必要な対応などをとっていきたいと考えている。また、機器の不具合のケースだが、個人の端末の配付は、各市町村で業者との契約等により行っている。現段階で、市町村からは、今回不具合があったものに該当する機種があるとは聞いていない。今後も機器の様々な状況については、必要に応じて市町村から情報を得ながら、県として必要な対応をとっていきたいと考えている。

———原案のとおり了承

**報告第 76 号 令和 4 年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について（教育指導課）**

○木原参事 5 の 1 ページを御覧いただき。令和 4 年度の公立高等学校入学者選抜についてであるが、前回の 1 月 21 日のこの会議で、推薦選抜等の出願状況について報告している。本日はその推薦選抜等の結果と、3 月に行われる一般選抜の出願状況がまとまっているので、この 2 つの内容について報告する。

まず、推薦選抜等の結果であるが、面接等の実施日については、予定していた 1 月 18、19 日、別日として設定していた 24 日で実施しているが、これらの日程で受検できなかった者もあり、別日程で実施している。合格の内定通知については 1 月 25 日に通知しているが、別日程になった受検者については検査後の選抜を経て通知している。合格発表は、3 月 11 日に一般選抜の合格者とともに発表する予定である。

内容についての説明であるが、まず 4 の推薦選抜についてである。こちらの（1）募集校・学科数から（5）出願者数までは前回報告している。（6）合格内定者数が 800 名、ここが今回確定したところである。下に過去からの数字をまとめており、昨年度と比較して合格者数が増加しているが、募集人員、出願者数ともに増加していることもあり、結果としてはほぼ例年並みの選考が行われたと考えている。

5 の 2 ページを御覧いただき。5 の中高一貫教育校の特別選抜であるが、こちらは出願者全員の合格が内定している。

6 のスポーツ特別選抜については、42 名の出願に対して 41 名の合格内定が出ている。

続いて一般選抜の出願状況についての報告である。出願期間は 1 月 27 日から 2 月 1 日までということで、新型コロナウイルスの関係で出願手続きに影響が出るという場合には、書類の受付期間を延長するとしていたが、全て期間内に手続きが完了しているところである。第一志望学科への出願状況を課程別の競争率で見ると、表にあるように全日制が 0.91 倍で昨年度と同じ数値になっている。定時制が 0.39 倍で昨年度よりも若干上昇、トータルでは 0.86 倍で昨年度と同じ数値になっている。

5 の 3 ページに競争率が高い学科を 10 学科挙げている。この 10 学科のうち 7 学科は昨年度競争率 1 倍を切っている学科であり、今回倍率が上昇してこういう形になっている。全体の傾向として、やや商業系の学科に競争率の高い学科が多いという状況が見受けられる。参考までに平成 25 年度以降の全日制課程の競争率の推移を表にまとめている

ので御覧いただきだい。

3が地域外からの合格者を制限している学校への出願状況である。該当は表にある松江市内の普通科3校と出雲高校の4校だが、松江市内の3校には定員の10%以内、出雲高校では定員の5%以内という地域外からの合格者制限を設けている。御覧いただくと、松江南高校だけがこの基準を超える出願があり、その他の3校は基準以内の出願となっている。この傾向は昨年度までと同様の傾向であり、概ね例年並みの動きではなかろうかと考えている。

5の4ページに今後の日程を記載している。明日から志願変更の受付を行い、最終的な出願状況の確定、発表は2月17日に予定している。その後の日程はこれまで予定しているとおりのものを記載している。新型コロナウイルスの感染拡大が今後どのようになるか懸念されるところだが、最後の※に挙げているように、3月8日の追検査の日にも受検できないという受検生が出てくれば、この対応については3月3日のところで決定して進めたいと考えている。

資料の5の5ページ以降だが、詳細に学校別の数値を挙げている。5の5ページが推薦選抜等の確定の数値、5の6ページが一般選抜の現時点での出願者数をまとめたものである。学校別の数値など、細かなものについてはこちらで御確認いただきたい。

○原田委員 5の6ページの一般選抜の出願者数についてだが、県西部の理数科は希望する生徒が少ないが、こうした理数科離れといった傾向は、かなり数年前から続いているのか。

○木原参事 数字の推移については、だいたい西部の理数科は定員割れするケースが多いという状況であったかと思う。理由についてはなかなかひとつに特定できないところだが、それぞれの年度の志望者の推移がこういう形になっており、各学校がそれぞれの学科での学習内容について詳しく中学生に情報提供して、進路選択の参考にしてもらっていると思うが、結果的にはこういう数字が出ている。各学校もこういった状況を見ながら、今後の周知のし方や学習の内容について、検討されることがあるかもしれない。

○原田委員 この点、今後たとえば生徒が減っていくことになり、かつて江津高校の英語科がなくなったようなことになる危惧とか、あるいは松江南高校が理数科を改編されたが、今後もそういったことをする動きがあるのか。それとも理数科の存続に力を入れて、もっと受検者を増やしていこうという動きなのか。

○木原参事 県立高校の設置のあり方については、様々な社会の状況であったり、子ど



もたちの志望の状況、少子化の進行具合など、いろいろなことを加味して今後検討するというにしておき、「魅力化ビジョン」でも、今後の県立高校のあり方については時間をかけて検討するとしている。今おっしゃったような、西部の理数科などをどうしていくべきかということについては、こうした志望状況なども踏まえて考えていくこともあるかもしれない、という程度しか、現時点では申し上げられないところである。

○林委員 2点お伺いする。まず、推薦選抜について、隠岐島前高校と飯南高校が松江会場を設定されていると思うが、実際、利用が何名ぐらいあるかというところが知りたい。もう1点は一般選抜について、原田委員の質問と被るが、今回の普通高校で、探究科学科を含めて理数科が、西部だけではなく軒並み定数を割っている、もしくは競争率が下がっているような気がする。今年度の受検生が安全志向だったのか、もしくは先ほど話があった理数離れになっているのかというところが、この1年だけの数字だけでは把握はできないが、ちょっと注視する必要があるのかなという気がする。そのことで何か気付かれたところがあれば教えていただきたい。

○木原参事 まずは松江会場での受検であるが、設定は隠岐島前高校と飯南高校であったが、実施されたのは隠岐島前高校のみで、県外からの受検の方が松江会場で受検いただいたということである。

また、理数科への志望の動きというところだが、安全策ということなのか、子どもたちの志望が理系に特化して進みにくくなっているのか、そこらあたりは少し分析が必要である。場合によっては、中学校の進路の担当の先生方に、中学生の志望のあり方の現状等をお聞きすることも必要かもしれない。そういったことも含めて、今回こうやって数字が出てきており、はっきりと特定できないとしてもどういう傾向からそうなのかということ、我々も少し研究していきたいと考えている。なかなか理数系の科目に子どもたちが向かいにくいというのものもあるのかもしれないが、本当にそれがこの数字の要因なのかというところが、特定はできない面もある。そうは言っても、やはり理数の科目というのは、これからのIT社会の中で必要な部分もあろうと思うので、そういったところを全体的に研究していきたいと考えている。

○林委員 島根県はどうしても、これまでの学力テストでも理数系がかなり弱いところがある。ぜひ中学校からも情報収集しながら、研究してみただけければと思う。

———原案のとおり了承

－非公開－

議決第 30 号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料 6 の 1 ページをお願いします。県立学校及び市町村立学校の定数条例の一部改正についてお諮りをしたい。これらの条例においては、職員の定数の上限となる人数を設定しており、毎年度、児童生徒数の変動などに伴い見直しを行ってきた。

令和 4 年度に向けた見直しの内容を、2 に表の形で整理している。見直す部分は 3 点である。1 点目は、高等学校の教育職員について、現在 1,563 人であるところ、1,599 人と 36 人増としている。増の要因としては、国の加配と県単独の加配、どちらも増えるということが影響している。国の加配については、高校の通級について来年度拠点校を増やすことに伴う増、さらには今年度から普通科高校でも導入した単位制課程に関する加配が来年度は学年進行で増えていくことに伴う増がある。県単の加配増については、普通科高校で進めている主幹教諭の配置が来年度さらに増えることと、後ほど予算の説明の中で言及があると思うが、専門高校における数学教員の加配を新たに行うことがある。これらを合計して 36 人増という形になっている。2 点目は、特別支援学校の教育職員である。現在 994 人のところが 988 人と、6 人減となっている。こちらは来年度の特別支援学校への入学者の減、学級減に対応するものである。3 点目は、小・中学校等における事務職員及び技術職員である。現在 355 人であるところを 358 人、3 人増としている。こちらは学級数の変動や加配などに伴って、事務職員などが増えることに対応するものである。

これらの内容について、3 に記載のとおり、令和 4 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

6 の 2 ページと 6 の 3 ページには県立学校、市町村立学校それぞれの条例について新旧対照表を掲載している。内容は、今説明した人数の部分が変わるだけであり、説明は割愛する。

○池田委員 令和 4 年度の教員採用試験を昨年行われたが、それも反映しているのか。

○大野学校企画課長 今年度試験を実施して、来年度から新規採用される方も踏まえた

上での定数である。特に小・中学校の教育職員のところ、人数は変えていないが、児童生徒数が減って減になる部分と、加配などによって増える部分と両方あり、兼ね合わせると現在の5,026人で対応できると考えている。

○石原副教育長 定数は上限であるので、この人数をそのまま任用するというのではなく、この人数の枠内でということである。

———原案のとおり議決

## 報告第77号 令和4年度当初予算案及び令和3年度2月補正予算案（2月14日上程分）の概要について（関係課）

○小畑総務課長 最初に全体概要を説明した後、当初予算、2月補正予算の順に概要を説明する。資料の方は7の1ページをお願いします。2月14日に開会する令和4年2月定例県議会において提案される予算案のうち、教育委員会関係分の概要となる。議会初日に提案される予算案は、国の補正予算等に対応する2月補正予算分と、令和4年度当初予算分となる。これらの予算案であるが、新型コロナウイルス感染症対策や教育の充実など、2月補正予算と当初予算を一体的に図っていくことから、本日説明させていただく概要については、これ以降、両予算を一体的に説明させていただく。7の1ページの表の合計欄を御覧いただくと、当初予算は827億7,600万円余、2月補正予算は7億300万円余であり、全体で834億7,900万円余となっている。なお、明日2月8日の議会運営委員会を経た後、2月議会に上程される予定であることから、情報の管理のほどよろしくをお願いします。

7の2ページをお願いします。令和4年度当初予算案の概要についてである。令和4年度島根県一般会計予算の予算額の概要について、合計欄をみていただくと、3年度当初予算が840億3,400万円余に対して、4年度当初予算案は827億7,600万円余ということで、12億円余の減額、率にして1.5%の減が見込まれているところである。その内訳については、まず、事業費の方が事業費計のとおり121億円余で、前年度比で5億円余の増額となり、給与費では給与費計のとおり706億円余で、前年度比で17億円余の減額となっている。

7の3ページをお願いします。2 債務負担行為である。複数年にまたがって事業を執行する必要があるもの、この一覧の4事業について債務負担行為を組むものである。各事業での設定理由であるが、No.1 実習船管理運営費では、神海丸の維持修繕、定期検査等を年度をまたいで実施する必要があるため。それからNo.2 未来の創り手育成事業費の県立高校

生徒一人一台端末の購入支援は、令和5年度県立高校入学生に対する一人一台端末の価格低廉対策として実施する予定の事業について、4年度末に5年度の契約を締結する必要があるため。No.3 未来の創り手育成事業費の県立学校教育ネットワーク環境整備では、生徒一人一台端末による学習の開始に伴い、インターネット回線と接続できるネットワーク環境を、令和4年7月以降に地域振興部情報政策課が整備する全県域WANに回線増強を行った上で接続変更するため、全県域WANの契約と合わせた期間の設定が必要になるため。No.4 特別支援学校ICT環境整備事業は、生徒一人一台端末による学習の開始に伴い、教員の指導用端末に、効果的な授業が実施できるよう、Microsoft365の導入に合わせ、ライセンス利用契約を8年度まで締結する必要があるため。No.5 ストレスチェックシステム保守・運用事業は、総務部人事課と教育庁福利課が利用しているストレスチェックシステムが、4年度中に更新の契約締結が必要となり、そのことに係り、5年度から9年度までシステム保守等にかかる設定が必要のため、ということになっている。

7の4ページをお願いします。続いて令和3年度2月補正予算案、2月14日上程分の概要についてである。令和3年度島根県一般会計補正予算（第13号）のうち、1 補正予算の概要について、合計欄のとおり、補正前の額843億6,000万円余を、補正額7億300万円余の増額により、補正後の額850億6,400万円余とするものである。これは新型コロナウイルス感染症への対策やポストコロナに向けた環境整備など、国の経済対策補正予算に呼応したものである。

7の5ページをお願いします。2 課別事業別一覧である。各事業の概要を説明する。上から教育施設課が所管する事業である。新型コロナウイルス感染症対策として、特別支援学校の実習室の改修等を実施するもので、3,200万円余の増額。老朽化が著しい矢上高校等の実習施設について、国費を活用し、改築等を実施するもので、1億8,000万円余の増額。出雲商業高校のマーケティング実習環境整備等、専門高校の実習設備の整備で5,400万円余の増額。

次に教育指導課が所管する事業である。11月補正の段階でも御説明したが、来年度から全ての県立学校で始まる一人一台端末を活用したICT教育の関係事業として、教育活動をサポートする運営支援センターに関する事業、全ての県立高校に電子黒板を整備する事業、教育センターにおける研修システムの構築など1億4,000万円余の増額。

次に特別支援教育課が所管する事業である。今年度コロナ調整費で対応した事業に関連して、特別支援学校に9台のスクールバスを整備することとしているが、そのうちの

部のバスについて、車椅子やバギーに対応できるリフト付きに改造する事業。医療的ケアの必要な児童生徒等への対応として、特別支援学校3校の体育館に空調設備を整備することとしているが、残る9校についても同様に空調設備を整備する事業。以上により1億6,800万円余の増額。

次に社会教育課が所管する事業である。障がい者の社会参加等を促進することを目的に、国の補助事業を活用して、社会教育施設に車椅子バスケットや車椅子バドミントン、ボッチャ等の障がい者スポーツ用具を整備する事業など5,000万円余の増額。

文化財課が所轄する事業である。ポストコロナを見据え、古代出雲歴史博物館において、集客アップに向け、館内の展示ケースや展示物等を更新する事業で6,600万円余の増額。以上が対象事業となる。

7の6ページをお願いします。3繰越明許費である。一覧表のとおり、ただいま御説明した予算は、全額令和4年度に繰り越す予定である。

7の7ページをお願いします。ここからは課別事業別一覧として、各課の主要事業等を課ごとにまとめている。

それでは、総務課から説明をさせていただく。給与費を含む4年度当初予算は707億5,900万円余である。先ほど全体の概要を御説明したとおり、この一覧の1及び2の給与費で対前年度比17億5,900万円余の減となっている。その要因としては、退職手当支給者の減、教員の若返りの影響による減、期末手当の支給月数の減、再任用職員への振替の影響による減などが挙げられる。総務課予算は、教育事務所分を含め、内部の管理運営予算がほとんどを占めるが、その中でも主な事業予算として、8の教育事務所管理運営費、それから9の教育庁管理運営費の中に、ワークセンターに係る会計年度任用職員の人件費を合計4,300万円余計上している。これは教育庁本庁や一部の教育機関、教育事務所等に障がい者ワークセンターを設置して、障がい者の方を雇用し、必要に応じて支援員を配置し、事務補助に従事していただくものである。事業の目的としては、教育委員会における障がい者雇用の推進はもちろんのこと、雇用された本人が将来民間企業等への就労に向かうステップアップの意味合いもある。こうしたワークセンターは、特別支援学校全12校に設置しており、同様の取組を行っている。その予算は特別支援教育課で措置している。以上が総務課である。それでは、この後各課から主な事業等について御説明する。

○森山教育施設課長 教育施設課である。資料の7の9ページで御説明させていただく。はじめに高等学校校舎等整備事業費である。1ポツ目、老朽化が著しい実習施設等の整備

で、（１）矢上高校であるが、飼育する肉用牛の堆肥を乾燥・発酵、保管するための堆肥舎が老朽化していることから、この堆肥舎を改築するとともに、堆肥の乾燥と発酵の作業を行うロータリー式攪拌機を導入する。次に（２）隠岐水産高校だが、実習用の船とか、漁具を収納するための艇庫が老朽化していることから、台風時などの近隣家の安全確保も考慮し、このたび改築をする。２ポツ目、狭隘化や衛生対策ということで隠岐水産高校で、缶詰め等の食品製造等を行っている実習棟について、原材料や梱包資材、製品を保管するスペースが不足していることとか、トイレ環境が十分ではないということなどから、現在の実習棟の隣に、男女トイレ、倉庫、講義室を備えた実習棟を増築する。

次に２ 特別支援学校校舎等整備事業についてである。松江清心養護学校においては、運動場が十分に確保できておらず、身体を動かす活動が屋内運動場に集中することなどから、隣接する生馬小学校のグラウンドを使用できるよう、スロープや東屋、全天候型舗装などを整備する。

次に３ 教育財産維持管理費である。新型コロナウイルス感染症対策であるが、（１）隠岐養護学校については、地域における職場実習の不足に対応するため、学校内で地域住民を対象とした販売実習や喫茶サービスができるよう、家庭科教室の改修などを行う。

（２）松江清心養護学校と江津清和養護学校の２校については、それぞれ隣接する医療施設から通学している生徒と、自宅通学生との接触を避けるため、現在も教室とかトイレブースを分けて使用しているところだが、さらに教室を確保するために必要な改修を行う。

（３）エアコン整備だが、夏季期間における分散授業や夏季休業の短縮などを想定して、現在計画的に整備している特別教室等のエアコンについて、前倒し等の調整をしながら整備をしていく。最後に、脱炭素化であるが、県立学校の普通教室・特別教室などに設置している蛍光灯については、これまでも大規模な改修工事に併せて、省エネルギー効果が高いLED照明に更新をしてきたところであるが、今後、さらに設置年度が古い蛍光灯から優先的にLED照明に更新していく。

○大野学校企画課長 資料７の 10 ページをお願いします。学校企画課である。まず、令和４年度予算の総額としては 56 億 5,698 万 6,000 円である。個別の事業によっては、生徒数の減などに対応して予算が減っているものもあるが、新規・拡充事業が様々あり、トータルでは 8,000 万円程度の増額となっている。主要事業の概要について次の 7 の 11 ページ以降で御説明をする。

まず 1 児童・生徒へのサポート事業である。こちらは学校の抱える様々な課題に対応

するために非常勤講師を配置するものである。（１）にここをサポート事業、こちらは特別支援教育の観点である。①として小学校の通常学級に 100 人、②として小・中学校の特別支援学級に 53 人の配置を予定している。（２）中学校クラスサポート事業、こちらはいわゆる中 1 ギャップに対応するための事業であり、主として大規模校に 29 人の配置を予定している。（３）学びいきいきサポート事業、こちらは不登校傾向の生徒に対して自学教室等での学びを行うための事業であり、30 人の配置を予定している。基本的に全て今年度と同水準の配置を行うこととしているが、※印にあるように、来年度から複数校の兼務を運用上可能として、限られた人員の中で、各地域、学校の実情に応じた柔軟な配置を行えるようにしたいと考えている。

続いて 2 働き方改革及び教員確保の推進である。まず（１）として教員を支えるサポート人材の配置についてである。①スクール・サポート・スタッフ、これは公立の小・中学校で事務作業を担うスタッフである。小学校 35 校、中学校 17 校への配置を予定している。またコロナ対策の視点からの追加配置もここに記載のとおり行う予定である。②県立学校業務アシスタント配置事業、こちらは県立学校における教員の事務作業を担う職員である。主として大規模な高等学校を中心に 20 校に配置予定である。また、コロナ対策の視点から、全校への追加配置も行う予定である。③部活動指導員・地域指導者活用支援事業である。部活動指導員については、中学校で 22 人、県立学校で 60 人、現場からの要望に基づく人数を配置することとしている。地域指導者に関しては中学校で 200 人、県立学校で 190 人と、かなりニーズが増えていることに対応した増員を措置している。④学習指導員配置事業、こちらは新型コロナウイルス感染症に伴う学びの遅れなどに対応する観点からの事業であり、コロナ分として小・中学校に 52 人、高等学校に 20 人、主として大規模な学校への配置を想定している。続いて（２）学校内における業務改善の推進として、これまで行ってきた重点モデル校における研究実践、これをさらに進めるとともに、②として、学校内で業務改善を推進するリーダーの養成のための事業を新規で行う予定である。県全体で 20 校程度を選定して、様々な形でリーダーの養成を行っていきたいと思っている。（３）県立高校の寄宿舎における外部舎監配置の推進である。現在県立の寄宿舎、それから市町村が整備するいわゆるみなし寄宿舎が合計 30 施設あり、そこに教員が順次舎監業務に入っているが、業務上かなり負担になっているという状況があるので、基本的に教員ではなく、全て外部舎監で実施ができるよう予算を確保するものである。次に（４）教員確保のための募集広報等である。先日も大きく報道されていたが、教員不足が非常に

深刻な状況であり、様々な対策を講じていく必要がある。令和4年度は教員採用試験の大きな見直しを行うので、それに併せて募集方法の充実を行っていきたいと思っている。具体的にはここに記載のとおり、大型ビジョンでのP Vの放映やインターネットの活用、ポスター等の掲示など、あらゆる手段を講じて様々な方に様々なルートで情報が届くように対応していきたいと思っている。

次のページ、3 高校生の住まい確保支援である。しまね留学の推進などに伴って、県外生の受入が増えてきており、それに伴って住まいの確保が課題になっている。基本的に県立寄宿舎で対応できない部分については市町村が主体となって、いろんな取組を進めていただいております、そこに県として運営費の補助を行うものである。(1)は、従前から行っているみなし寄宿舎に対する補助金、これを引き続き行うというものである。これに加えて、来年度から(2)にある共同下宿運営費補助金という事業を新規に創設して、従来よりも柔軟な枠組みでの支援を可能にしようと考えている。従来のみなし寄宿舎では、市町村が公共施設を整備し、その施設が県立寄宿舎と同等の基準を満たす必要があったが、新たな事業においては、古民家などの地域資源を活用いただきながら、施設の機能についてもある程度柔軟に判断できるような形で運用していきたいと思っている。

4 普通科改革支援事業である。来年度から国の普通科改革の制度改正が施行になることに伴い、文科省の委託事業として実施するものである。事業内容はこちらに記載のとおり、新カリキュラムの開発・研究、コーディネーター等の配置、先進校視察や教員研修会開催など、様々なものに活用できる事業となっている。県内では、来年度から地域共創科を設置する隠岐島前高校のほか3校、合計4校がこの事業へのエントリーを希望しているので、4校分の予算を確保している。実際に採択されるかどうかはこれからの調整になる。

最後に7の14ページをお願いします。少人数学級編制について、確認となるが、概要を御説明する。基本的にこれまで定めた方針どおり対応を行うということである。1の(4)の表を御覧いただきたい。今年度、令和3年度は小2と中3の見直しを行った。来年度、令和4年度は中2について、今35人であるところを38人に見直し、これをもって県の少人数学級見直しについては完了することになる。国の小学校35人学級については、年度進行で進めていくことになっており、令和4年度は小3の部分、これが国の財源で新たに措置されるということになる。実態としては既に県独自に35人の学級にしているので、現場の実態は変わらない。少人数学級に伴う予算額については、2に記載のとおりである。①少人数学級編制等に伴う加配教員が120名、別途②の課題解決などのための加配



が20人、合計140人の加配を予定している。また、※印であるが、国の35人学級に伴って、国の加配が減らされる可能性もあり、今の時点では具体的な数はわからないが、減らされる場合には、別途県独自での加配での補充を検討していきたいと思っている。

○木原参事 教育指導課である。まず7の15ページに数字のまとめがあるが、令和4年度の当初予算額については、総額は15億2,000万余というところで、前年度に比べて7,700万円余の減額となっている。減額の大きい事業を見ていくと、1つ目が2の未来の創り手育成事業だが、こちらは県立高校における一人一台端末の事業が軌道に乗るところを考えて予算が減少しているところである。それから4の教育魅力化人づくり推進事業だが、全ての県立高校にコンソーシアムが設置されて、国の補助事業が終了するところでの減額となっている。主要事業については7の16ページ以降でご説明する。

まず1 学力育成推進事業であるが、こちらはこれまでと同様に市町村と連携し、県の学力調査などを通じて、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組をさらに進めていくというところである。

2 未来の創り手育成事業であるが、こちらに新たに取り組む事業などを盛り込んでいる。(1)しまねの高校生学力育成プロジェクト、こちらは後ほどの資料で詳しく御説明する。7の17ページの(2)しまねの小中学生学力育成プロジェクト、こちらにも後に資料があるので、そちらで詳しく御説明する。その下の(3)理数教育の充実のところだが、これまでやってきている①～③の事業を推し進めていく。(4)の学校図書館の活用については、今年度から進めている学びのサポート事業、その他学校図書館を活用した教育を引き続き推進していく。(5)県立高校における生徒一人一台端末に対応した環境整備については、①、②にあるように、4月の入学生から一人一台の端末を活用した教育を推進していくということにしているが、③にあるように、円滑に教育活動を行えるように支援センターを設置して、学校からのサポート依頼や家庭でのトラブル等に対応できる総合ヘルプデスクを開設する予定にしている。また、ICT教育を下支えするために、学校の支援にあたるICT支援員を巡回で派遣するように実施していく予定である。(6)COREハイスクール・ネットワーク構想であるが、こちらは中山間や離島の小規模校においても質の高い教育を行うために、ICTをさらに活用した遠隔教育のネットワークの授業研究である。今年度も益田高校、津和野高校、吉賀高校、江津高校の4校を対象に事業を行っているが、来年度さらに研究を進めていくというところである。

7の18ページをお願いします。3 帰国・外国児童生徒等教育の推進支援事業であるが、

本県の日本語指導が必要な児童生徒は今後も増加が予想されている。そういったところから（１）の特別の教育課程による日本語学習体制の整備や教員の加配、それから（３）の宍道高校定時制における日本語指導が必要な生徒受入体制について、体制を強化するなど引き続いて取り組んでいく。

それでは先ほどの詳しい資料、7の21ページを御覧いただきたい。まず高校対象のものが、しまねの高校生学力育成プロジェクトである。はじめに現状と取組というところだが、来年度から高等学校新学習指導要領開始など、高校教育を取り巻く環境が大きく変わってきている。これらの変化に対応する取組として、普通高校では主幹教諭や高大連携推進員などの配置をこれまで行っているところである。こうした中、2の新たな取組の方向性というところだが、これまでの取組の成果を生かして、生徒に対して多様な進路選択を示すことができるようにすることが必要であるという考えで進めていきたいと考えている。3の令和4年度からの取組というところだが、4つの項目がある。まず（１）が学校提案型プロジェクト事業というところで、こちらは全ての県立高校が、学校や生徒の特色、地域の実情を踏まえて、学力育成プロジェクトをそれぞれ企画して、実施していくというものである。下にプロジェクト例を挙げているが、各学校が生徒の状況等を踏まえて対策を行うということに対して、財政的な支援を行うというものである。（２）授業改善リーダー養成というところでは、東京大学の研究室とも連携したリーダー教員の育成について、現在も取り組んでいるがさらに強化していくというものである。7の22ページをお願いする。学習指導要領の変更に伴い、「情報」の授業の内容が高度化してきているというところがある。これに対応する事業として、①で授業の支援ツールを導入すること、それから②で専門的な指導ができる非常勤講師の配置、こうしたことで学校をサポートしていきたいというふうに考えている。（４）専門高校の生徒に対しての数学、あるいは理科の教員の配置拡充である。こちらの教員配置の拡充の目的であるが、理系科目への苦手意識を払拭したり、理系分野に興味関心をもっともっと学びたいという意欲を喚起して、専門高校の生徒たちが就職や専門学校への進学だけではなく、大学進学という進路選択も候補に入ってくるように進路選択の幅を広げ、併せて就職する子どもたちに対しても、就職後に生かせる論理的な思考や客観的に捉える力を育てていきたいというところでの事業である。教員を加配して取り組むということだが、その教員がどういう役割を果たしてもらいたいかというものを3つ挙げている。まず基礎学力の向上、2つ目が課題研究に科学的アプローチによる研究の指導を行うこと、3つ目は進路指導体制を強化して幅広く進路選択がで

きるような体制を作っていく、こういったところを担ってもらおうということである。この事業に8,550万円を計上して取り組んでいくところである。

続いて小・中学校の事業が7の23ページである。しまねの小中学生学力育成プロジェクトとしているが、現状としては、(1)にあるように、全国学力・学習状況調査においては、学習状況についての様々な課題が確認されているところである。(2)のように、市町村の方でも学力育成に様々な取り組んでいただいているが、県が取り組む事業に対して市町村教育委員会の関わりがやや少ないところもあり、事業の成果を市町村の中に広げていくことがなかなかできないということがあった。これを改善する取組として、2の新たな取組の方向性というところだが、現在算数・数学や理科への興味関心を高める取組を市町村でも取り組んでいただいているので、こうした市町村を県として支援して、取組の成果を市町村全体、あるいは県全体に普及していくように県が関わっていく取組というのを考えている。

3の令和4年度からの取組というところだが、(1)として、市町村の取組支援というところで、理系の教育などを中心に学力の向上に取り組んでいるところで、実験的な取組を行う4つの市町村を指定して、支援をしていきたいというふうに考えている。(2)だが、県ではこういった事業を横展開するために、学力・学習状況に関する経年比較調査の実施であったり、外部有識者を含めたプロジェクトチームの設置であったり、県全体への普及を図っていくということを考えている。こういった事業のために1,300万円余を計上しているところである。

○中村地域教育推進室長 7の18ページの方にお戻りいただきたい。地域教育推進室の関係事業について御説明させていただく。

4 教育魅力化人づくり推進事業である。学校と地域が協働し、教育の魅力化に取り組むことによって、今の子どもたちの生きる力を育む事業である。大きく分けて(1)から(4)までである。(1)学校と地域の協働体制の運営を支援ということであるが、子どもたちの生きる力の基盤となる学校と地域の協働体制、いわゆる高校魅力化コンソーシアムの運営に係る経費を予算化している。次に(2)地域資源を活用した特色ある教育の推進であるが、コンソーシアムという基盤の上で地域資源を活用した特色ある教育を行うための経費を予算化している。高校分は①と②であるが、①で地域と連携した探究学習、インターンシップ等の取組の支援、②で大学や企業と連携した先駆的な取組を支援していきたいというふうに考えている。小・中学校については、③、④になる。③でふるさと教育へ

の小・中学校の取組を支援するとともに、④で教職員を対象としたふるさと教育に関する研修の実施や、授業等で活用できる地域資源の情報のさらなる提供を通じて、各学校や各団体の活動につなげていただくなど、ふるさと教育の取組のさらなる充実を図りたいというふうに考えている。(3) 県立高校の魅力化推進などについてである。今年度から各高校で策定しているグランドデザインの着実な実施や、今年度末には全ての高等学校でコンソーシアムが構築されることを踏まえて、①の魅力化コーディネーターの研修の実施や、③高校生等へのアンケートによる魅力化の成果を図る仕組みを引き続き支援していきたいと考えている。次に7の19ページをお願いする。(4) 高大連携の促進である。平成30年度から普通科高校への配置を順次進めていた主幹教諭であるが、令和4年度に松江北高校、松江南高校、出雲高校の3校に配置するという予定があり、これで全ての普通科高校に配置が完了するという事になっている。また、本年度から配置を行っている高大連携推進員についても、引き続き松江、出雲、石見に各1名を配置し、県内大学を希望する者の進路実現を図っていききたいと考えている。

次に5 幼児教育総合推進事業である。引き続き幼児教育の質の向上を図るために、教育事務所に専任指導主事や幼児教育アドバイザーの配置を行うが、各市町村における幼児教育の取組状況を踏まえ、今後は令和7年度までに段階的に本庁に業務体制を集約していくという状況になっている。具体的には、これまでの活動により市町村における指導体制が整いつつある状況を踏まえ、下の方に括弧書きで書いている令和4年度の配置予定のとおりに、指導主事を1名、幼児教育アドバイザーを2名縮減する体制としている。今後、市町村に、これまで県が担ってきた役割というものをバトンタッチしながら、県全体の幼児教育に関わる施設のスキルアップを図るため、引き続き市町村を支援していきたいと考えている。

○野津子ども安全支援室長 子ども安全支援室関係についてである。6の(1) 悩みの相談事業である。①スクールカウンセラーについては、来年度も全ての小・中学校で配置する予定である。②スクールソーシャルワーカーについては、松江市を除く18の市町村に委託する予定である。また、県立学校については、宍道高校と浜田高校定時制・通信制課程に配置をし、それ以外については子ども安全支援室から派遣する予定である。③子どもと親の相談員は、不登校支援が必要な小学校に対し、30校を指定して配置する予定にしている。④教育相談員については、宍道高校、浜田高校定時制・通信制課程、三刀屋高校掛谷分校に配置する予定にしている。⑤いじめ、不登校等に関する相談窓口については、

24 時間対応の電話相談及び教育センターにおいて来所や電話による相談に対応していく。

⑥ SNS相談については、公立・私立の中学校、高等学校、特別支援学校の中学部・高等部の生徒を対象に、4月から年間を通して開設する予定にしている。

⑦「こころ・発達」教育相談は、こころの医療センターの横にある若松分校内において、来所あるいは電話による教育相談を行う。（2）の生徒指導体制充実強化事業については、引き続き小・中学校でアンケートQ Uを実施し、子どもたちが自己肯定感を得ることのできる学級集団づくりを支援していく。②いじめ等対応アドバイザーとして、弁護士・臨床心理士等の外部人材を活用し、学校現場を支援する体制の充実を図っていく。③だが、条例により設置された「島根県生徒指導審議会」「島根県いじめ問題対策連絡協議会」についても引き続き開催をしていく。（3）不登校対策推進事業としては、①県内にある12の教育支援センターを所管する10の市町に対して財政支援、運営面での支援をしていく予定である。②宍道高校、浜田高校定時制・通信制課程を拠点に活動する連絡調整員を、来年度も引き続き任用することとし、中学校卒業後あるいは高校中退後の支援も行なっていきたいと思う。③居場所・絆のある学校づくりのために、教職員対象の研修を県内2会場で実施する。

○妹尾特別支援教育課長 次に7の24ページをお願いします。特別支援教育課である。本課の来年度当初予算は、11億4,900万円余で、昨年度比8,700万円余の増となっている。増額の主な理由は、4の特別支援学校普通教育ICT環境整備事業における一人一台端末の使用環境整備に係るものである。また、5の学校管理運営費において、先ほど総務課の説明内でもあったワークセンターの人件費等の増額によるものとなっている。続いて7の25ページをお願いします。特別支援教育課の主要事業の概要を説明する。1 インクルーシブ教育システム構築事業については、全ての学びの場で特別支援教育を充実させていく。

（1）発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業では、特別支援学校のセンター的機能等を活用して、小・中学校等への相談・支援を強化していく。（2）高等学校特別支援教育充実事業については、来年度は松江北高校、益田高校、隠岐高校を新たに通級による巡回指導が行える拠点校とし、全県の県立高校の生徒が通級による指導を受けられる体制を整備する。さらに、今年度より特別支援教育課に配置している合理的配慮アドバイザーを来年度も引き続き配置し、県立高校の特別支援教育を推進する。（3）切れ目ない支援体制整備事業については、就学前から就労までの一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制を構築するために、関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成などによる引き継ぎ体制を充実させていく。（4）特別支援学校機能向上事業は、教員の授業力向上に向けた

研究活動や、医療的ケア担当者の研修、学校看護師の配置に係るものである。（５）特別支援学校と地域の連携強化事業は、新規事業で、地域活動やスポーツ文化活動を通して、学校と地域の繋がりを強化し、教育活動を地域に広げていく。

次に２ 特別支援学校職業教育・就業支援事業については、特別支援学校高等部生徒の進路先の確保や、就職後の定着、技能向上に向けた取組を推進するために、進路指導主事の代替非常勤講師を配置していく。

続いて７の 26 ページ、２月補正予算については、先ほど総務課長より説明のあったとおりで、リフト付きスクールバスの整備、体育館の冷房設備整備を行っていく。

○舟木保健体育課長 ７の 27 ページを御覧いただきたい。保健体育課の令和４年度当初予算について御説明する。当初予算額は１億 1,383 万円余で、令和３年度と比較して 537 万円余の増となっている。

次に７の 28 ページを御覧いただきたい。当課の主要事業の概要である。まず１ 子どもの体力向上支援事業・学校体育指導力向上事業である。（１）未就学児の体力向上推進事業であるが、これは幼稚園や保育所などで、子どもの運動や体力向上に係る専門指導者を派遣して、教員・保育士の指導力向上を図っていくものである。子どもたちが多様な動きを経験する機会を提供し、運動習慣の定着を図っていく。（２）体力向上のための調査研究事業は、毎年実施の体力テストの結果を「しまねっ子！元気アップ・レポート」としてまとめ、分析し、学校訪問の際に活用するなど、学校現場で一体となって体育の授業の充実に取り組んでいく。（３）武道等推進事業は、中学校の保健体育科目で、特に柔道などの武道、ダンスに関して教員の指導力向上を図るものであり、文部科学省からの委託事業である。その主な内容は、中学校体育教員を対象とした研修会の開催、資格を持った地域の指導者を授業に派遣し支援する、その授業の公開や授業研究会の開催などである。専門的な技能や安全面での指導に不安を抱える教員の指導力向上に取り組んでいく。

２ 食育推進事業である。食育用の副教材である「食の学習ノート」を引き続き作成、配布し、活用する。作成にあたっては、農林水産部産地支援課と連携し、県産農林水産物などについての内容を盛り込んで活用していく。また、市町村に対しては、地元産食材の利用促進を関係部局と連携して働きかけをしていく。ふるさとの食材への関心や地域の生産者への感謝の心などを喚起するとともに、望ましい食生活の確立に関する普及や啓発を実施する。

次に３ 健康教育推進事業・子どもの健康づくり事業である。子どもたちの心身ともに

健やかな成長のために、学校保健活動の取組を推進していく。そのために、学校保健計画策定の手引きである「しまねっこ元気プラン」に基づく取組を実施する。具体には、性に関する問題や生活習慣の乱れなどの健康課題について、学校へ専門家・専門医を派遣し、保護者も含め、学校と家庭が一体となった取組を行う。（２）がん教育総合支援事業だが、令和３年度から中学校の保健体育において、また、令和４年度からは高校の保健体育において、がん教育が本格実施されることになるので、引き続き円滑にがん教育が実施されるよう、学校におけるがん教育の手引きを活用した取組を実施する。その手引きには、モデル校として取り組まれた松江農林高校、益田高校、出雲市立河南中学校、江津市立桜江中学校の事例を盛り込んでいる。（３）保健室サポートスタッフの配置は、令和２年度から行っているものだが、コロナ対策で業務が増加している養護教諭の負担軽減のため、スタッフを引き続き配置するものである。保健だよりの作成や児童生徒の健康診断事務の補助、健康観察事務の補助などを行っていただく。

最後に４ 学校部活動感染症対策事業である。新型コロナウイルス感染症による学校休業への影響を低減するために、県外の全国大会などに出場した児童生徒及び引率教職員が、PCR検査を実施する場合の経費を支援するものである。昨年の夏、８月末から９月末にかけて、県外の全国大会に出かけた生徒などに同様の支援を行い、また、今年の年明けから現在においても、同様の仕組みで支援をしているところであるが、これまでの実績を踏まえ、令和４年度においても引き続き実施をするものである。

○野々内社会教育課長 ７の 29 ページをお願いします。社会教育課である。令和４年度当初予算案は４億 2,700 万円余、今年度に比べると 1,300 万円余の減額である。主要事業については 7 の 30 ページをお願いします。まず、1 社会教育施設における障がい者スポーツ用具等整備事業については、令和３年度 2 月補正予算案に計上することとしている。令和 12 年度には、島根県で全国障害者スポーツ大会が開催予定だが、それに向けた気運醸成のほか、特別支援学校の児童生徒や障がい者の方が障がい者スポーツを通じて社会参加する機会が少ないこと、小・中・高校生や県民の方などが障がい者スポーツに触れ、実際に体験することも社会教育の一環であると考え、社会教育施設である青少年の家と少年自然の家に障がい者スポーツ用具を整備し、特別支援学校の児童生徒や障がい者の方のスポーツを通じた社会参加を図るとともに、地域住民等との交流や、障がい者スポーツに対する県民の理解を促進するための環境整備をおこなう。整備を予定している障がい者スポーツの種目は、車いすバスケットボール、車いすバドミントン、ボッチャなどである。なお、

少年自然の家については、体育館のバリアフリー化を併せて実施することとしている。

続いて、2 社会教育士確保・養成事業についてである。県内における学習支援活動を通じた人づくりや地域づくりの中で、中核的な役割を果たす人材として期待される社会教育士等を育成することにより、社会教育を振興する人的基盤を確保するものである。

(1) の高等教育機関と連携した社会教育士育成事業では、令和2年度から島根大学と連携・協働し、ICTを活用して学校と地域をつなぐ「人づくり」に重点を置く内容で講習を実施してきたが、新たに島根県立大学地域政策学部の教員の協力を得て「地域づくり」系の授業も開設し、「人づくり」、「地域づくり」の両面から社会教育士を養成することとした。プログラムの詳細については今後詰めていきたいと考えている。(2) は、広島大学で実施されていた講習がこの2年間休止されていたが、令和4年度から再開される見込みとなったことから、県内の教員を積極的に派遣し、社会教育主事を養成していきたいと考えている。これら養成された社会教育士や社会教育主事等の資質向上のため、(3) の研修会等の開催やネットワークの構築を図っていきたいと考えている。

7の31 ページ、3 ふるさと人づくり推進事業について御説明する。島根の次の世代を担う「人材育成」「人の還流づくり」や、公民館等を核とした社会教育による人づくり機能の強化に取り組む市町村を支援するもので、大きく2つの事業に分かれており、これまで以上に関連を持たせながら取り組んでいく考えである。(1) つながりづくり「ふるさと活動」実践事業は、令和2年度から取り組んできた、ふるさと活動モデルづくり事業の発展事業として位置づけ、取り組むものである。この2年間でモデル的に実施してきた5市町においては、地域で小・中・高校生などがふるさと活動に取り組んできた結果、学校のふるさと教育で培われてきた貢献意欲と子どもたちのやりたいという気持ちがうまく融合し、その子どもたちを支える地域の大人たちともいい関係が築かれ、もっといろいろな人達とつながりながら活動を続けていきたい、といった気持ちが育っている。そのような活動を行う中で、卒業生を中心とする県内外の大学生とオンライン等でつながり、相談やアドバイスを受ける事例や、大学生がふるさと活動に参画する事例があった。このことは、ふるさと活動を行う子どもたちにとっても大変有意義なものとなった。同時にこの取組を続けていけば、大学生等が、ふるさと活動を通じて地域とつながり続け、将来の還流、UIターンにつながるものと考えている。このことから、子どもたちが行うふるさと活動を支えたり、地域への将来的な還流を念頭に、大学生等が地域とつながり続けることができる環境づくりに取り組む市町村を、財政的・人的に支援していくこととし、活動や好事



例を波及させるための交流会も開催しながら、多くの市町村、団体にこの取組が広がるよう努めていく考えである。（２）公民館等を核とした人づくり機能強化事業については、公民館職員等のスキルアップや人材育成を図るための継続事業であるが、（１）のふるさと活動を支える人材が育成されることも期待している。また、その公民館職員等を通じて、公民館が子どもたちの活動拠点となったり、公民館のスペースを利用してイベントを行ったりすることなどもあるものと考えている。公民館等における人づくり機能の強化に取り組む市町村を引き続き支援していく。

○石原人権同和教育課長 まず、７の 32 ページを御覧いただきたい。人権同和教育課分の令和４年度当初予算案として 3,600 万円余を計上している。事業ごとの内訳については表のとおりである。

次に 7 の 33 ページを御覧いただきたい。主要事業の概要について御説明する。貧困問題など複雑化・多様化する子どもたちを取り巻く環境に対応するため、教育と福祉との連携推進や、教職員の福祉に対する理解、実践力の向上を図る 3 つの事業を今年度より行っており、引き続き令和４年度も教育と福祉の連携を推進していく。１つ目は（１）学習支援事業である。子どものセーフティネットの充実の一環として、子どもの居場所における学習支援を進める市町村に対し、資料にある事業スキームで支援を行うものである。令和３年度は市町村から N P O などへの委託のみを対象としていたが、４年度からは市町村直営も可としている。２つ目は（２）学校・福祉連携モデル事業で、２年間のモデル事業である。不登校対策や家庭支援において、福祉と連携することが重要である。この事業で学校と福祉の連携による成果を検証し、より効果的な連携にしていく上での課題を抽出し、活用のための具体策を実証的に研究していくものである。令和４年度から２年目となるので、成果発表の場を設け、広く周知していく予定としている。３つ目は、教職員の福祉に対する理解や実践力の向上を図る研修の実施である。研修を通し、福祉政策等に対する理解を深め、学校において支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていけるよう教職員のスキルアップにつなげていく。より充実した研修となるよう、研修内容等の見直しを図っていきたい。

○中島文化財課長 文化財課の予算については、７の 34 ページをお願いする。全体の事業については 13 億 6,500 万円余となり、対前年比 9,000 万円余の減となる。減の主な要因は、８の埋蔵文化財調査センター事業費である。これは国の道路事業や河川改修などの公共事業に伴う文化財発掘調査の事業だが、この面積の減により 1 億 1,500 億円余の減に

なったものである。

続いて7の35ページをお願いします。主要事業の概要である。1 島根の歴史文化活用推進事業については、研究の成果などを活用して、島根の豊かな歴史文化の魅力を県内外に発信し、文化財の保存・継承への気運醸成や、交流人口の増加などにつなげていくことを目的とするものである。事業については（1）から（4）までのとおり、島根の古代から近世に至る多様な歴史文化をテーマに、オンライン配信を併用した講座・シンポジウムなどを開催するほか、5県連携による古代歴史文化賞の第8回の実施、また、14県による共同調査研究では、古墳時代の刀剣をテーマとした3年間の研究成果を活用し、大阪歴史博物館で秋に展覧会を開催し、県内外に島根の歴史文化の魅力を情報発信していく。

続いて、2 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業については、世界遺産石見銀山遺跡の適切な管理と未来への継承を目的としており、（1）から（3）にあるとおり、様々な調査研究事業や、大田市が行う世界遺産の保存整備事業への支援、また、国内外に向けた情報発信などを行うことで、石見銀山の価値や魅力の磨き上げ、あるいは認知の向上に努めていく。このうち（3）情報発信事業では、③にあるとおり、令和4年が世界遺産登録15周年にあたることから、世界遺産センターの研究成果を活用した企画展を、世界遺産センター含め市内3か所で開催するほか、オンライン配信を活用した世界遺産講座やオンラインツアーの開催などについても、大田市や観光振興課と連携して効果的な情報発信に努める。

次に7の36ページ、2月補正予算分については、先ほど説明があったとおり、古代出雲歴史博物館について、入館者の回復・拡大を図るための魅力アップを行うものである。

（1）展示の充実について、①では可動式の展示ケースを導入することで、常設展示室内の空きスペースを利用して、時期に応じて企画展示を自由にできるようにすることと、資料を劣化させず保存状態を維持しながら公開できる特殊な展示ケースを導入することで、常設展示をより充実させるものである。特殊展示ケースは、ケース内に窒素ガスを充填して無酸素状態にすることで、酸化による劣化を防ぐことができる構造になっており、たとえば歴博の収蔵品に石見銀山の丁銀があるが、現在は酸化による劣化を防ぐため展示期間は非常に限られているところ、こうしたケースの導入によって、そういう酸化による劣化に弱い貴重な収蔵品が常時展示できるようになる。②は、神話シアターで上映する神話の映像を、デジタル技術を駆使してリメイクすることや、神楽の衣装などを整備して展示することで、島根に伝わる神話の魅力や伝承を分かりやすく発信できるようにするものである。（2）は、現在のホームページがスマートフォン表示に対応できていないため、端末

に応じてレイアウトを自由化するレスポンシブデザインに改修して、ホームページによる情報発信力の強化を図るものである。

○舟木福利課長 7の37ページを御覧いただきたい。福利課の令和4年度当初予算は2億3,100万円余である。令和3年度に比べて1,100万円余の増額である。2は教職員の法定の健康診断を実施する事業である。4は教職員を対象としたストレスチェックの実施、専門カウンセラーや臨床心理士による心の健康相談を行うものである。6は公立学校共済組合への事務費負担金、これは、教職員の医療費や年金給付を行う共済組合の事務費を、法律に基づいて負担するものである。それから7が県内の各地に36棟ある教職員住宅の維持管理の費用である。これら教職員の福利厚生に関する事業にしっかり取り組んでいきたい。

○池田委員 7の9ページ、隠岐養護学校において販売実習を行うことができるよう家庭科教室等の改修とあるが、理由が地域における職場実習の不足とのことだが、販売実習ということは、職場実習の中で、たとえばスーパーのレジなどすることを想定しているのか。学校内での販売実習はいいことだし、カフェとか、松江養護学校のような食堂とか、外に向かって発信していくのはとてもいいことだと思うが、理由のところがよくわからない。また、役場とかスーパーとか、出雲農林高校などのように地域に出かけて行くような形で販売する活動も進めたらよいのではないかと思うがいかがか。

○森山教育施設課長 隠岐養護学校については、今年度も11月だったと思うが、隠岐養護マルシェというのを西町のほうで開催されたと思う。生徒が出かけて行って、販売実習を行うということがあったと思うが、たまたま11月のところではコロナの影響は大きくなかったが、今後の影響などを考えると、なかなか感染リスクが高いというか、地域に出かけていくことがそう簡単ではないかもしれないこともある。学校内できちんと衛生対策・感染症対策を取って、お客さんとして来られる方の把握・管理もできるので、学校での販売という形で実習を行うというのが目的としてある。それから、今は隠岐養護学校の実習の内容としては、製菓をしているが、保健所の営業許可がないということで、学校の中だけで、先生方にだけ販売実習をしているという状況がある。学校の周りには病院とか、近くにはスーパーもあり、町の中心部に学校があるということで、そういったところに来られる地域の方々を対象にした販売実習ができるように、保健所の営業許可をとれるような教室の改修、具体的には家庭科教室の床を保健所の許可がとれるような床に張り替えるとか、そういった改修を行って、より生徒が地域の方と触れ合えるような機会を作りたい

といった理由である。

○池田委員 今は営業許可が出てないのか。

○森山教育施設課長 現在は出ていない。たとえばスーパーで生徒が直接販売することはできると思うが、スーパーに商品だけを置いて、生徒がそこで対面販売をしないということは、保健所の許可上できないということである。今回の改修では、学校に来てもらって、喫茶ということで、直接お客さんと話をしながら実習をするということを可能にするための改修ということである。

○池田委員 養護学校でもいきいきと活動する生徒に会えるようになることを期待している。

○野津教育長 一般就労を目指しての実習ということなので、一般就労できる状況をにらんだ実習が隠岐でできるように、という趣旨である。

○朋澤委員 2点伺いたい。1点は学校企画課になるが、非常勤講師の方々の役割りがたくさん出てきたと思うが、この方々の給与面について、たとえばコロナの関係で学校が休みになった場合、給与保障などはあるのかというのが気になった。また、社会教育課の関係で、ふるさと人づくり推進事業の中の、つながりづくり「ふるさと活動」実践事業のところ、活動の好事例を波及させるとあるが、今の時点で活動の好事例を知る手立てがあるのかどうかをお伺いしたい。

○大野学校企画課長 非常勤職員の給与面について御質問をいただいた。基本的に非常勤職員であるので、働いた分に見合った給与ということにはなるが、コロナの事情で、学校側の判断として臨時休業などした場合については、配慮をすることとしており、欠勤扱いにせず、働いたものとして支給することができる取扱いとしていると聞いている。特に今回の、一斉の出校停止などにおいては、そういう点にも十分配慮して対応してきたところであり、来年度もそういうことがあれば、同じように対応していくことになろうかと思う。

○朋澤委員 夏休みとかはお休みなのか。

○大野学校企画課長 基本的には学校が授業をしている期間において、必要な範囲で授業やその補助の対応をしていただくということなので、長期休業中は活動されてない方が多い。

○朋澤委員 郡部においては、人材がなかなか限られていて、その非常勤講師の方を募るのもすごく難しいようなイメージがある。働き方の保障がきちっとされれば、その任務

に就かれるのに躊躇されない方も増えるかなと思って聞かせていただいた。

○野々内社会教育課長 好事例の波及については、年に1回交流会というものを開催しており、今年も来月6日になるが、関係する団体や興味のある方に御案内して、オンラインで「こえるひろがる地域活動交流会」を開催し、事例を紹介する場を設けたいと思っている。興味がおありということであれば御案内を差し上げたい。また、この場を借りてであるが、本日夜8時54分からのテレビ番組「もっとなるほど！吉田くんのしまねゼミ」で、ふるさと人づくり推進事業を取り上げられるので、ぜひ御覧いただきたい。

○原田委員 2点お願いします。1つは7の9ページの教育施設課関係のところ、2の松江清心養護学校のことだが、グラウンドについて、隣の小学校の敷地を使うということが、そこの交流もおそらく期待できるという点で、とてもいいことだとは思いますが、もう方針決定されていることで変わるものではないと思うが、思いとして伝えたい。やはり私は、松江清心は校庭があった学校なので、本来の校庭に戻すべきではないかなと思う。たとえば駐車場がないから今は駐車場として使っているが、松江養護、出雲養護、隠岐養護学校あたりでは、駐車場がないからどうするかとなると、近隣の場所を借りて、駐車料金を払ってやっている学校もあるはずである。いつの頃からか、子どもが重度化したこともあったりして、外での活動がなくなったが、太陽の下で、障がいのあるなしにかかわらず、子どもたちをいきいきと活動させてやるのが本来の趣旨だと思う。そこで、たとえばスロープや東屋を設置するのはいいが、松江清心の子どもを考えたときに、トイレ介助のことがあったり、なかなか動くのも難しい子どもたちが、前の授業が終わって、休憩時間にトイレ介助をして、道路や川をはさんで隣の生馬小の校庭に行く時間を考えたときに、本来の体育の授業の限られた時間がさらに制約される。そういうことを考えたときに、本当に今のこういう選択でいいのかなという気がする。むしろ5,000万円という予算を使うのであれば、周りの宅地や田んぼなどを簡単に購入したり整地したりはできないかもしれないが、何か他の手立てということも考えられると思うがどうか。

もう1点は7の19ページの幼児教育総合推進事業について、個人的には、幼稚園とか幼児教育の質の向上について、関心を持って進めていってほしいと思っている。今年度の取組状況とか、これをやったことによる市町村からの反響、あるいは今後のさらなる課題といったものがあれば教えていただきたい。

○森山教育施設課長 生馬小学校のグラウンドの整備の関係である。今、駐車場に使っているということで、たとえば今の駐車場のスペースを半分運動場にできないかとか、そ

ういったことも考えたりはしたが、駐車場と運動場の間の安全確保とか、そういったところに課題があるのかなと考えている。また、学校の後ろに田んぼがあるが、そこをグラウンドにということについてもおそらく時間がかかるということで、生馬小学校の方を借用して整備するというのを、松江市の教育委員会と協議させていただいたところである。確かに委員がおっしゃったトイレの問題もあると思われ、そのあたりも考えて、今の生馬小学校のグラウンドの一番近い部分を借用するという想定で、スロープとか舗装とかを考えようとしているところである。トイレについては、生馬小学校のグラウンドの中にも実際トイレはある。それが養護学校の生徒が使用できるかどうかというところは、課題はあるかもしれないが、全てを整備ということが難しい部分もある。そのあたりは松江清心養護学校の先生方ともよく相談しながら、可能な時間割の中で活用していただけたらと考えている。

○妹尾特別支援教育課長 関連してお伝えする。松江清心の校庭を本来の形に戻すべきという御意見をいただいたと思う。施設課長の方からも説明があったが、今の子ども達の重度化している実態や様々なニーズ等を考えたときに、本当は全てが充実することが理想かと思うが、その中で、今の通学事情等もあって、駐車場の必要性や安全の確保等の問題もあった。そういった中で、今回のような形での整備ということであるかと思う。加えて、今後の地域との連携の強化というところで、こうして生馬小のグラウンドを活用できるようになるということにも、ひとつの大きな意味があると考えている。ただ、おっしゃるように、以前は松江清心に校庭があり、そこで運動会をすとか、そういったことが行われており、そのときの雰囲気というのは私も教諭の時に経験があり、そういう場も非常に大事ななという思いを持っている。今後、どういった形で整備したらいいかというところは、心にとめて考えていきたいと思っている。

○原田委員 お金かけてやることも大事でいいことだが、危惧することは、授業を行う先生や子どもたちが、そこに行くのが苦痛になったり、整備をしたけど学校が使わないという状況にだけは絶対にならないように、お願いしたいと思う。

○中村地域教育推進室長 御質問のあった幼児教育に関する取組の現状と課題についてである。平成 30 年度に幼児教育支援センターを設立して以来、まず 1 点目、非常に大きいところで、やはり市町村の取組の気運醸成が必要だということから、各教育事務所を中心に各市町村を訪問させていただき、いわゆる幼児教育アドバイザーの設置についてディスカッションしながら気運醸成を行った。この成果は、令和 3 年度までに 7 市町が幼児教

育アドバイザーを設置し、さらに9市町村が幼児教育アドバイザーの設置について今検討している状況として現れている。また、もう1点、やはり各施設、園が幼児教育に対して関心を持っていただくということが大変重要なことだと思っており、この幼児教育支援センター発足以来、各園を直接訪問し、訪問指導と研修会を実施させていただいた。平成30年度は198件だったのが、令和2年度段階では493件と倍以上の希望がある。ただし令和2年は実はもっとあったが、コロナウイルスの関係で敬遠されたところがあり、この件数に留まっているのが現状である。施設の方もかなり幼児教育に対して関心や興味、必要性について認識いただいたというところが、今の現状と成果なのかなと考えている。それに対して課題について、大きいのは、地域間での格差というものが実際出ていることである。これまで回った中でも、先ほどの幼児教育アドバイザーを設置した、もしくは設置したいといった市町村が全19市町村ではない。御理解いただけたところ、御理解いただけないところ、いろいろある。こういった市町村間の隔たりというのがかなり大きくあるので、今後はそういった市町村間の隔たりがないように、しっかり底上げをしていくところを、県の支援のひとつの柱として取り組んでいきたいと考えている。

○林委員 7の13ページの4 普通科改革支援事業の(2)のところで、隠岐島前高校以外に3校手を挙げていらっしゃるが、漠然とでもいいので、どういった学科の設置に向けた研究をされているのか分かれば教えていただきたい。

○中西県立学校改革推進室長 隠岐島前高校以外に3校が手を挙げている。いずれも以前から地域と連携しながら学習活動を進めてきている。たとえば松江東高校や平田高校は地域との協働事業も行っていた。そういった成果を踏まえながら、地域というキーワードは継承しつつ、さらに取組を進めていただくものである。また、島根中央高校についても以前から地域連携を通じて地域をフィールドにした学びを行っており、そういったことも踏まえて研究しているかと思う。いずれにしても、課長が申したように文科省の委託事業であり、実際に採択されるかどうかというところがあるので、そこに向けて準備を進めていくことになる。

○林委員 7の17ページ、(5)の生徒一人一台端末に対応した環境整備というところで、会議の前に若干説明をいただいて、この購入経費の一部補助、概ね3分の1ぐらいの補助ということだったが、この端末は県内の高校全部統一されるか。

○木原参事 購入する端末の業者は1社に絞っており、機種も指定して納入いただいているので、全て同一の機種である。

○池田委員 学校企画課に願います。7の12ページ、働き方改革の関係で、(2)に校内で業務改善を推進するリーダーの養成とある。20校程度という説明があったが、そのリーダーになった人には負担感があるのではないかと思うがいかがか。また、(4)の教員確保の関係で、特別選考試験の創設について、正月に帰省された人たちに向けてPRをされるというような説明を以前に聞いたかと思う。試験自体は5月の実施ということだが、現時点でこの試験に対しての反応などもしあったらお聞かせいただきたい。それから7の13ページ、共同下宿運営費補助金について、古民家等の活用というところ、運営費については400万円を上限に補助ということだが、改修費は補助の対象になるのか。

○大野学校企画課長 3点お尋ねをいただいた。まず1点目、働き方改革のリーダー役の育成である。働き方改革について、各学校の管理職の意識は高まっており、いろいろな取組を進めようとしているが、学校全体の取組にするためには、管理職以外にも中核となる職員がいて、状況を見ながらきめ細かに改善を進めていく必要がある。そういう問題意識に基づいてリーダーを養成していこうというものである。20校と申し上げたが、これは県内5圏域に分けたときに、それぞれ小・中・高・特支が1校ずつ対象になるようにという考えであり、4×5で20校ということである。当然このリーダーを担っていただく教員の方は、通常業務をしながらこういった働き方改革を進めていくということになるので、業務負担が増になる部分はあるかと思う。そこについては、学校の中で管理職中心に、負担を考慮した校務分掌とするなど、配慮しながら対応していく必要があると思う。また、この取組を進めていただく学校には、先ほどのスクール・サポート・スタッフなどのサポート人材の配置についても考慮しながら対応していくことになると思う。トータルで負担が増えないようにしながら、学校全体で業務効率化が進めばいいと思っている。

2点目の特別選考試験についてである。これは5月のゴールデンウィークの間に実施することにしており、帰省のタイミングなどで受験できるように、日程調整しやすいところということで設定をしている。この件については、昨年末のところで山陰中央新報に全面の広告を出した。それを御覧になった親御さんから、息子さん、娘さんをこっちに戻したいといった趣旨での問い合わせが何件かきている。まだこれからもいろいろ広報していくので引き続き反響はあると思う。しっかりと情報発信しながら、特別選考試験の受験者を増やすことが必要だと思っている

○中西県立学校改革推進室長 3点目、共同下宿の改修経費についてである。こちらの資料7の13ページにあるとおり、いわゆる運営に係る経費について補助することを考えて



いる。改修については、知事部局の方でそういった事業を対象としているものがあるし、また、市町村独自の施策も考えられると思うので、そういったものを活用していただけたらと考えている。

○池田委員 教育センターの関係でお尋ねする。教員免許更新制が見直されるということで、それに替わる教員の資質確保の取組が求められるのではないかと思うが、そのあたりのことが予算に反映しているのかが分からない。県内の教員の皆さんが、自分たちに必要と思う研修を選んで受講するといったことはできるか。

○木原参事 教員免許更新制については、文科省の方から、制度の発展的解消という大きな方針が示されている。ただ、この方針の具体の中身が、まだ我々の方に情報がなく、研修をどのように組み立てていくのか、それを踏まえた対応が現段階では難しいところがあり、これまでの研修の枠組みの中での予算ということで組んでいる。今後、いろいろ情報が出てきたときに、研修にこういった内容が必要ではないかといった部分があれば、予算執行の中でやりくりできる範囲で対応したいと考えている。

○池田委員 7の21ページ、学校提案型プロジェクト事業というのが、各校100万円ということだが、先ほどの説明で、その趣旨は各校のグランドデザインを実現するためであると理解しているが、ここの資料では生徒の進路目標達成のためとなっている。このあたりの関係はどう考えたらよいか。

○木原参事 各学校のグランドデザインは、それぞれに学校の特色づくりという意味で設けてもらっているが、その中で達成する成果指標を設定するようお願いしている。そういう中で、ほぼ全ての学校にあてはまるのが、生徒の進路実現という目標を掲げているということである。グランドデザインを達成することによって、当然それが生徒たちの進路実現につながるということになっていくので、そこを併せて考慮したということである。

○池田委員 7の28ページ、保健体育課のがん教育総合支援事業について、がん教育の手引きを活用ということで、その手引きにモデル校4校の事例が盛り込まれているということだが、ぜひその手引きをいただきたい。実際にモデル校ではどのような取組がされているのか。

○舟木保健体育課長 がん教育については、モデル校4校指定させていただき、学校にがんの経験者を招いての講演や医療従事者の講演などを、授業の一環として進めているところである。そういったモデル校の事例を盛り込んだ手引きがこの3月に完成予定なので、また委員にもお渡ししたいと思う。

○池田委員 7の33ページ、人権同和教育課の関係で、学校と福祉の連携を取り上げているが、我が国の学校教育の中で、福祉についてはあまり権利として教えてこなかった歴史があると思っている。そのあたりがきちんとなされないまま、学校・福祉連携モデルといっても、少し浅いのではないかと感じるがいかがか。

○石原人権同和教育課長 今、委員が言われたように、学校現場での福祉に対する認識が薄かった部分というのは正直あろうかと思う。子どもを取り巻く環境が大きく変わっていく中で、子どもの支援だけでなく、家庭の支援にもつなげていかなければならない。今回のモデル事業は、社会福祉士会への委託という形で、学校の中にも入っていただき、教員の知識の向上についても取り組んでもらっている。併せて、人権教育推進事業の中の「子ども支援実践講座」は、福祉との連携の重要性・必要性を理解するための研修として行っているのです、そういったところから少しずつ広めていきたい。

○朋澤委員 幼児教育総合推進事業のところで、幼児教育アドバイザーや専任指導主事による支援について説明があった。県内に幼稚園はあまり多くなく、保育園・保育所が多いが、保育園・保育所というのは11時間子どもを保育をする場所であって、幼稚園とか学校のように放課後の時間があるという施設ではない。それでも子どもたちは同じように小学校に上がって行って、そこで授業を受けるという過程を踏んでいく。11時間子どもたちが施設にいる中で、施設内研修を行うとか、外部の方に来ていただいて指導を請うというのは、コロナとか関係なく難しいことである。そういう中で、施設の中で幼児教育アドバイザーの先生方に来ていただき、園内研修をしていただくというのは、とても実り多いものなので、これからも事業を続けていっていただけたらありがたい。これは本当に保育園としてはありがたい事業なので、先ほどの説明で、予定していたけどコロナで敬遠されたということもあったが、この先も、それぞれの園が年間通じてこういう研修等に取り組んでいただけるような、島根の幼児教育であっていただきたいと思う。

○河上委員 教育指導課の関係、7の16ページ、1(3)外国語(英語)教育における授業改善のところ、外国語指導助手の活用についてだが、コロナ禍の影響で全国的にも外国語指導助手の入国が困難で、講師の方の辞退があとを絶たないというような報道があった。県内の学校での配置状況の不足の問題等がないか、うまく配置されているのか教えていただきたい。

○木原参事 市町村を含め、各学校に配置されるALTについては、現在のところ、年末に集計したところでは、県立学校で1名、市町村立学校では3名の方が、コロナの関係で

おいでいただけてないという状況を把握している。今後、どういう形でそこが可能になるのか分からないが、配置する方は、人物としては決定しているので、あとは入国手続きなどがどう進んでいくかにかかっている。

○河上委員 不足の状況については分かったが、今後、十分な配置ができるよう、県内に在住の外国人の方の起用なども検討いただけたらと思う。

7の18ページ、3(3)宍道高校定時制における日本語指導が必要な生徒受入体制の整備について、昨年視察をさせていただき、話を伺うと、入学してもなかなか学習の継続が難しいという実態があると知った。日本語能力も生徒によって様々なレベルで、個別指導が非常に大切だということも感じた。今回の拡充の人数は、令和4年度の生徒の増加見込みなども折り込んでのものになるのか。

○木原参事 宍道高校の日本語指導が必要な生徒への対応は、今年度始まったものであるが、新入生を含め、対象の授業を受けている生徒が5名いるというところからスタートしている。課題も見つかっているところであるが、大学の先生など様々な方面から指導も受けながら、さらに内容が充実できるように取組を進めている。来年度であるが、新入学に向けた出願が複数名あると聞いており、その方が1年生、今の1年生が2年生に上がるということで、2学年にわたって指導の体制が必要になるということから、拡充して対応するための予算計上である。

○河上委員 学校企画課と教育指導課に関わるが、7の11ページ、7の19ページの不登校対策についてである。不登校児童生徒の数が年々増加傾向にあり、なかなか減少しない状況が各市町でも見られる。様々なサポート事業をされており、これまでと同程度の講師の配置ということであったが、少しでもそういう児童生徒が減少するよう取組をお願いしたい。また、コロナの影響もあって、心のケアが必要な児童生徒の数も増えていると思うので、各学校のニーズとしてはもっと配置を求めているのではないかと思う。予算に限りはあると思うが、少しでも不登校児童生徒の数が減少するように、手厚いサポート事業の充実をお願いする。

○野津子ども安全支援室長 今、お話しいただいたように不登校児童生徒の数が増えているということで、なんとか手厚い支援をとっている。一方で、予算にも限りがあるというのもおっしゃるとおりであり、こちらとしては、今ある体制をしっかりと充実させることで対応していきたいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第 78 号 県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 8の1ページをお願いします。1 改正理由のとおり、地方公務員法第23条の3、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないとするこの規定に基づき、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の人事評価の結果を、昇給及び勤勉手当に反映させるために、令和4年2月定例県議会に關係する2本の条例の一部改正案を上程し、議決の上、改正を行うものである。

8の2ページをお願いします。改正内容に入る前に、今回の改正に關係する人事評価制度の基本事項を御説明する。1と2に分けて図示しているが、教育委員会の人事評価制度の対象は大きくこの2つの区分となる。上の1 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員であるが、具体的な対象については、県立学校の教育職員は、県立の高等学校及び特別支援学校の校長をはじめとする教員、市町村立学校の教職員は、市町村立の小・中学校、義務教育学校の教員、事務職員などとなる。下の2 本庁、教育機関等の指導主事等であるが、具体的な対象は、教育委員会事務局や教育機関で勤務する事務職員や指導主事、県立学校事務室の事務職員などとなる。この2つの区分では人事評価期間が異なる。1の職員は4月から翌年3月の1年間、2の職員は4月から9月の上期、10月から翌年3月の下期の半期ごととなる。そのため、勤勉手当及び昇給への反映の仕方も異なる。このページの図で申し上げると、1の職員は、令和4年4月から令和5年3月までの1年間の評価結果を、5年度の6月期と12月期の勤勉手当、及び令和6年1月1日の昇給に反映する。2の職員は、4年度上期の評価結果は、5年度の給与から反映することとしている關係上、使用しないが、4年度下期の評価結果を5年度6月期の勤勉手当に、5年度上期の評価結果を5年度12月期の勤勉手当に、4年度下期と5年度上期の1年間の評価結果を令和6年1月1日の昇給に反映する。下段の※印であるが、ここに掲げる職や職種の職員については、すでに人事評価結果を昇給及び勤勉手当に反映している。

8の1ページにお戻りいただきたい。2 改正の内容を御説明する。本日は2本の条例の一部改正を御説明するが、先ほど御説明した制度の基本事項の多くは、規則において規定しているため、本日の資料にも規則の關係部分を参考として載せている。なお、参考の内容を含め、規則の改正については、4 その他に記載しているとおり3月28日の

会議でお諮りする予定としている

それでは、まず（１）昇給への反映に係る改正についてである。【改正後】として記載しているが、①については、条例改正ではなく、条例で規定する規則で定める期間の勤務成績に関して、これらの具体的内容を規定している規則を改正することから、参考情報として載せたものである。②は、条例改正となるが、②に記載する内容を条文に加える改正である。これらの詳細については、８の３ページをお願いする。（１）昇給を御覧いただきたい。「現行」の図では、規則の現在の規定を表している。昇給日前１年間で、勤務日数・懲戒処分を勤務成績として確認し、それに応じて昇給を行っている。それに対し「改正後」であるが、まず、図の中のＡ、Ｂは、先ほど基本事項として御説明した、対象となる職員の２区分を表している。①の図では、Ａ、Ｂそれぞれの太枠で色付きの帯を見ていただくと、勤務成績の括弧書きの中に人事評価が加わっているのが見て取れるかと思う。従来は勤務成績に人事評価を加え、その人事評価の評価期間の１年をもって昇給に反映できるよう、規則を改正する予定である。また、ＡとＢでは、①の図のとおり、人事評価期間の１年のとらえ方が異なるため、その両方が読み取れるよう、併せて規則を改正する予定である。一方、②の図は、新たに条文を加える改正の内容を図示したものである。現行では、勤務成績として押さえる期間での懲戒処分の有無を確認し、反映することとしているが、今後、昇給に反映する上では、昇給日までの全期間、②の図の太枠、色付の帯の部分も含めて懲戒処分の有無を確認し、該当があれば考慮する必要があるため、そのことが読み取れるよう２つの条例を改正するものである。

８の１ページにお戻りいただきたい。次に（２）勤勉手当への反映に係る改正についてである。なお、勤勉手当への反映に係る条例の一部改正は、県立学校の教育職員の給与に関する条例の１本となる。市町村立学校の教職員の給与等に関する条例を改正しない理由としては、同条例で、勤勉手当の支給等に関しては、教育職員は県立学校の教育職員の例による、事務職員等は職員の給与に関する条例に掲げる行政職給料表等の適用を受ける職員の例による、と規定しており、よって同条例自体の改正が生じないためである。勤勉手当への反映に関して、【改正後】に記している内容のとおり条例及び規則を改正するものである。これらの詳細については、８の３ページをお願いする。（２）勤勉手当を御覧いただきたい。「現行」の図は、現在の規定を表したものである。手当の支給に係る基準日の６月１日及び１２月１日以前６か月で、勤務日数・懲戒処分を勤務成績として確認し、それに応じて支給を行っている。それに対し、改正後だが、①の図であるが、現行の条例

で規定する勤務成績の定義を、A、Bそれぞれの太枠で色付きの帯の中の勤務成績の括弧書きのとおり人事評価とし、その評価期間がAとBで異なるため、その両方の評価期間が読み取れるよう条例を改正し、併せて関係する規則も改正する予定である。また、②の図であるが、現行と同じく、基準日以前6か月の勤務の状況を確認し、その結果も反映する必要があるため、そのことを規定する条例の改正を行うものである。

8の1ページにお戻りいただきたい。3 施行日等であるが、令和4年度の人事評価結果を使うこともあり、令和4年4月1日としている。4 その他はすでに御説明したとおりである。

———原案のとおり了承

**報告第79号 令和4年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）**

———原案のとおり了承

**協議第8号 へき地学校等の級地指定の見直しについて（総務課）**

———資料により協議

**野津教育長 閉会宣言 17時15分**